

○富津市私立保育園送迎用バス安全装置設置事業補助金交付要綱

令和5年6月5日富津市告示第96号

富津市私立保育園送迎用バス安全装置設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、送迎用バスにおける児童の置き去り防止に係る措置として、送迎用バスに安全装置を設置した私立保育園に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私立保育園」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可された保育所で、市内に設置されているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（第5条において「補助対象者」という。）は、私立保育園を運営する法人とする。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助対象経費及び補助金額は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を申請しようとするときは、富津市私立保育園送迎用バス安全装置設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市私立保育園送迎用バス安全装置設置事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第7条 申請者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変更しようとするときは、富津市私立保育園送迎用バス安全装置設置事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければ

ならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、富津市私立保育園送迎用バス安全装置設置事業補助金変更交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者（次条及び第10条において「補助事業者」という。）は、安全装置の設置完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、富津市私立保育園送迎用バス安全装置設置事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第9条 市長は、補助金の交付額を確定したときは、富津市私立保育園送迎用バス安全装置設置事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた補助事業者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、富津市私立保育園送迎用バス安全装置設置事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者（次条において「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金交付の条件に違反したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に当該補助金を交付しているときは、交付決定

者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

(読替規定)

2 令和4年9月5日から公示の日までの間に安全装置の設置を完了した者に関する第8条の規定の適用については、同条中「安全装置の設置完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに」とあるのは、「補助金の交付決定のあった日から起算して30日を経過する日までに」とする。

(失効)

3 この告示は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。

4 この告示の失効前にした行為に対する第11条及び第12条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。

別表 (第4条関係)

補助対象経費	補助金額
安全装置・機器の購入費（安全装置・機器の運搬費、設置・据え付け費及び工事費を含む。）、リース料及び導入費用	補助基準額（送迎用バス1台当たり175,000円）と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額

(注) 安全装置は、国土交通省が策定した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に定める基準を満たしているものとする。